



# 保健室利用について

## <保健室の利用について>

1、休み時間を使って「保健室利用カード」を持参し、一人で来室する。

利用カードの記入は、担任（学年職員）か次の授業担当教員が行う。

2、授業中の利用はなるべく控える。やむを得ず利用する場合は、教科担当の許可をもらい必要がある場合は、保健委員に付き添ってもらおう。

3、保健室では、その日、学校で起きたけがやからだの不調に対しての応急処置をする。その後の治療は家庭で行う。

4、**新型コロナウイルス感染症対策のため、保健室での休養は基本的にはできません。**  
内服薬の投与はしない。

→→→体調が良くなる場合は、早退し自宅で休養する。

5、教師の許可なしに、薬品・器具・ベッドを使用しない。

6、保健室で休養をした生徒は、原則として放課後の部活動は参加せず帰宅する。

7、ジャージの貸し出しは、体調不良者のみとする。

→→→忘れた人への貸し出しは基本的にはありません。

## <早退の必要があるとき>

1、担任もしくは学年職員、養護教諭の許可を得てから早退する。

2、早退するときは、必ず保護者と連絡が取れてからにする。

3、早退後は、学校に無事に帰宅したことを伝えるため**保護者か本人が学校に電話する。**

例)「〇年〇組 氏名 体調が悪くて早退をしました。今、家に着きました。」



## <養護教諭不在時の保健室の利用について>

\*原則として保健室は閉鎖します。

1、保健室入口に『保健室は閉まっています』と明示します。

2、緊急時などで利用する場合は、必ず学年の先生の同行が必要になります。

3、けがの場合は、職員室で対応してもらいます。(養護教諭机上に救急箱があります。)